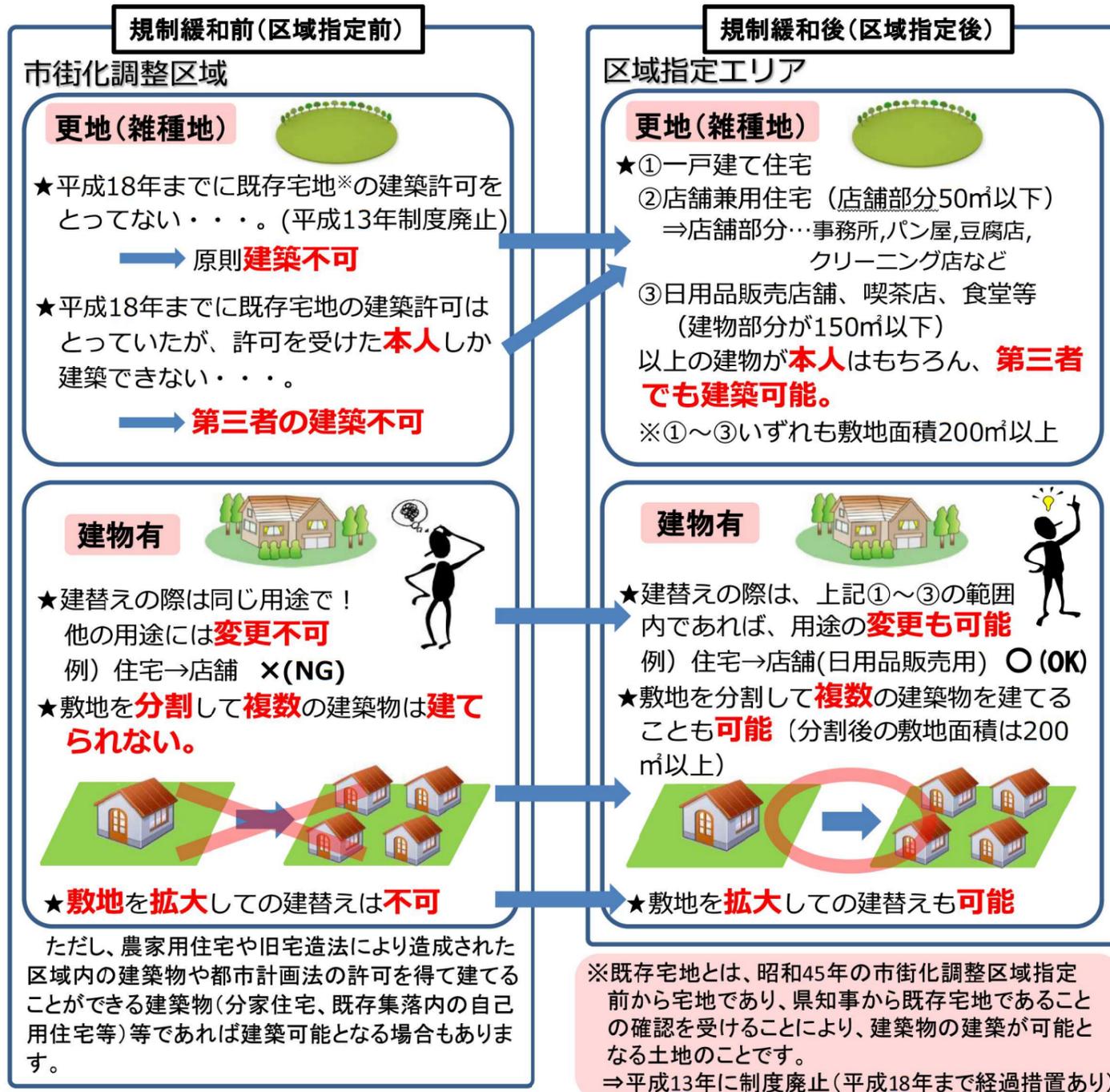


※ホームページ掲載用

筵内地区の建築規制の緩和

筵内区は、市街化調整区域に指定されており、建築物の建築規制が厳しい地域となっています。そこで、市は**県開発許可条例による区域指定**を行い、指定する区域内における建築規制を一部**緩和**しました。

■区域指定エリアは、建築規制の一部が緩和されます



注意していただきたいこと

1. 区域内の**建物**が**建っていない宅地**や**雑種地**については、資産価値が上がるため、**固定資産税**が上がります。
2. 指定区域内での開発や建築行為には、諸法令に基づいた許可(開発許可、農地転用許可等)が必要です。

<筵内地区>

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

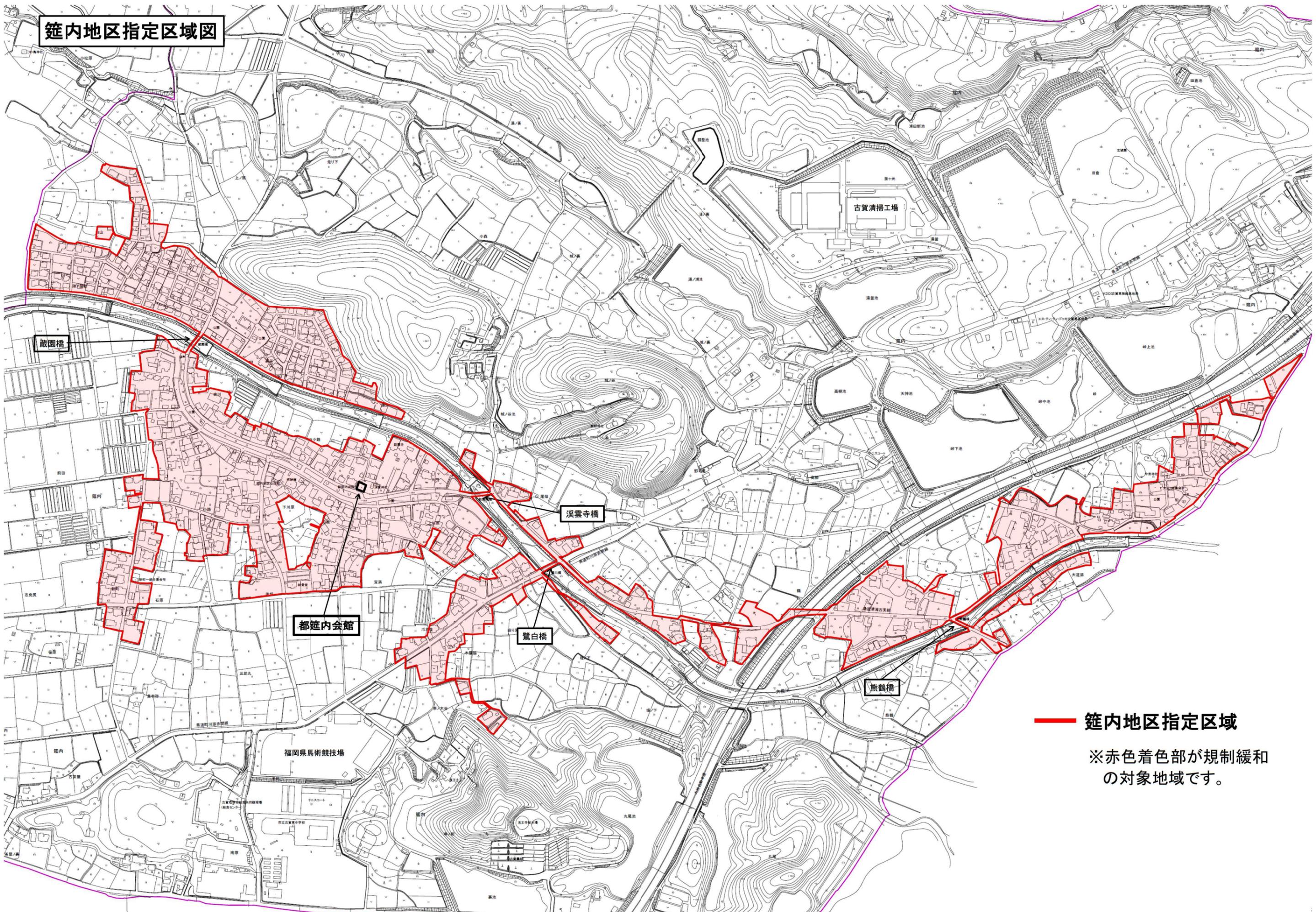
第6条第1項第1号イ

告示日(福岡県告示)平成26年3月25日

建築できる用途		
①一戸建て住宅		
②店舗兼用住宅 (住宅以外の床面積50㎡以下かつ延べ面積の1/2未満)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所 ・日用品販売店舗、食堂、喫茶店 ・理髪店、美容院、クリーニング店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など ・洋服店、畳屋、建具屋、自動車店、家庭電気器具店など ・自家販売のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など ・学習塾、華道教室、囲碁教室など ・美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 	建築基準法施行令第130条の3第1号から第7号
③店舗、飲食店など(床面積が150㎡以下かつ2階以下)	<ul style="list-style-type: none"> ・日用品販売店舗、食堂、喫茶店 	建築基準法施行令第130条の5の2第1号
建蔽率		60%
容積率		200%
最低敷地面積		200㎡
高さ制限		12m
壁面後退距離		1m

※ **長屋住宅、共同住宅、寄宿舍**は建築できません

銚内地区指定区域図



— 銚内地区指定区域

※赤色着色部が規制緩和の対象地域です。